

浦 監 第 18 号
平成 22 年 5 月 17 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	秋 葉 要

平成 21 年度定期監査（健康福祉部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 21 年度定期監査（健康福祉部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 1 月 29 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

健康福祉部

3．監査の実施期間

平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 3 月 26 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 障がい福祉課

通院ヘルプサービス事業業務委託について、4 月から 6 月までの利用件数及び 7 月から 12 月末日までの利用件数を確認したところ、実利用人数は、4 月から 6 月が 4 人、また、7 月から 12 月は 10 人とのことであった。事業内容は、理解できるものだけに、原因を究明し、利用人数が増えるよう事業の充実に努められたい。

(2) 高齢者支援課

浦安市高洲地区高齢者福祉施設診療所運営費補助金について、審査内容を確認したところ、補助金交付申請書に添付される収支予算書の内容を検査していなかった。収支予算書は補助金額を決定する上で大きな要素となるため、十分に検査し、補助金を交付するよう努められたい。

老人福祉センター整備事業関連経費の工事請負費について、流用により 951,000 円を増額した理由を確認したところ、利用者の安全面に対しては、計画、設計の段階で配慮はしていたが、さらなる安全面を向上させるため施設内の手摺り等を増設したとのことであった。高齢者が利用する施設であることを考えると、計画当初の段階で配慮できる内容であることから、今後は安易に流用で対応するのではなく、当初予算の積算時に十分に精査し、計上するよう努められたい。

仮称海風の街これから会・サンライズクラブ共同会館整備事業の工事請負費について、流用により 3,818,000 円を増額した理由を確認したとこ

ろ、老人クラブとの調整の中で、フローリング化や床暖房設備の要望が出されたものであった。この2つの設備は他の老人クラブにおいても整備されていることから、老人クラブ会館の基本仕様と考えるのが合理的である。安易に追加整備するのではなく、当初より予算に計上するよう努められたい。

管理職員特別勤務手当について、振替及び手当支給の状況を確認したところ、振替を行わずに全て手当支給で対応しているものが見受けられた。事業も多く、振替が難しいとのことではあるが、極力、計画的に振替で対応するよう努められたい。

(3) 介護保険課

通院ヘルプサービス事業の委託料について、1コマ(30分)あたりの委託単価が低く、事業参入を見送る事業者が多かったため、平成21年7月から委託単価の引き上げを行っていた。しかし、12月末現在の執行率は17.8%であったため、3月に減額補正を行うとのことであった。事業内容は理解できるものだけに、より一層事業の充実が図れるよう利用率低迷の原因究明に努められたい。

管理職員特別勤務手当について、振替及び手当支給の状況を確認したところ、振替を行わずに全て手当支給で対応しているものが見受けられた。事業も多く、振替が難しいとのことではあるが、極力、計画的に振替で対応するよう努められたい。

(4) 健康増進課

非常勤看護師等職員経費(賃金)及び中央訪問看護ステーション経費(賃金)の1月末現在の予算残額について、その理由を確認したところ、途中退職等により人員不足となり適時募集を行ったが、応募がなかったとのことであった。柔軟に勤務体制を組み直し対応したとのことであるが、欠員により職員には負担がかかることから、人材確保に対しては登録制を導入するなど検討されたい。